

比較政治学におけるジェンダー的視点（1）

A Gender Approach to Comparative Politics

山 口 裕 司

本稿は、比較政治学の分野において比較的手薄と思われるジェンダー的視点からの比較研究を目指している。その背景には日本における女性政治家の少なさがある。世界各国との比較においても女性議員の比率の低さは際立っている。したがって、本研究においては、ジェンダーという視点から、世界各国（特に先進諸国）の政治を比較し、日本の現状を明らかにしたい。連作の1回目（本稿）のポイントは、第一波と第二波のフェミニズムにおける「女性と政治」である。英米仏の動きを紹介しつつ比較する。

キーワード：比較政治学、先進諸国、フェミニズム、女性と政治

目 次

- I はじめに
- II ジェンダー的比較政治学
- III フェミニズム思想小史
- IV 第一波フェミニズムの「女性と政治」
イギリス、アメリカ、フランス
- V 第二波フェミニズムの「女性と政治」
イギリス、アメリカ、フランス

I はじめに

本学の講義で長年「比較政治学」を担当している。立場上、比較政治に関する文献をそれなりに読んできたが、「ジェンダー」「フェミニズム」「男女共同参画」などの視点で世界各国の政治を比較している文献はあまり見当たらない。

こうした問題関心を抱く背景には、日本における女性政治家の現状がある（1）。日本政府が1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定して10年が経過し、2009年8月の総選挙の結果、よう

やく衆院の女性議員の比率は約11%となった。しかし世界との比較では、比率の低さは先進諸国の中でも最下位である。

女性政治家が少ない要因のひとつは政党にある。女性より男性重視の候補者擁立。女性を優先的に擁立しない。有権者も女性への偏見から政治に向かないと判断する。比例代表制が導入されさえすれば女性議員が増えるというものでもない。比例代表制の国々でも、当の政党が女性の政治参加を望まなければ女性議員は増えない。クオータ制を導入しない国の政党においては女性議員は増えない（2）。

女性議員を増やす方法はいくつか考えられるが、その方法論は次回の論文に委ねるとして、本稿ではまず、これまでの「女性と政治」の歴史を振り返りたい。男女の不平等の歴史は長い。そのしたなかで男女平等を求めてフェミニズム運動が台頭した。本稿では、フェミニズムの思想の歴史、そしてフェミニズムの第一波と第二波における「女性と政治」を検討する。具体的にはイギリス、アメリカ、フランスの事例を比較しながら進めたい。

II ジェンダー的比較政治学

まず、比較政治学に関する整理をしておきたい。これに関しては、岡澤憲美の見解が参考になるので紹介したい（3）。

比較という作業は、比較政治学だけでなくあらゆる学問に不可欠の営みである。比較という視点のない科学的考察は現実にありえない。岡澤は比較の枠組みについて述べるなかで、次のように指摘する。

すなわち、戦後の比較政治学は5つの研究フィールドに理論研究の照準を設定していた。①国家や政治システムの制度的枠組、②階級や集団の形成過程とその問題点、③文化における個人や集団の政治的選好、④資本主義社会・社会主義社会の発展過程、⑤代議政治や参加民主主義、である。

その際に3つの方法が併用される。すなわち、特定の制度を比較基線にして国や地域を比較する方法、特定の機能を比較基線にして国や地域を比較する方法、特定の変数に焦点を合わせそれを構成する要素を分析しながら国際比較する方法、である。

したがって、比較政治の分析対象は、制度や構造、機能や過程、行動や文化、の3つが主なものである。こうした対象がどの時空で分析されるかによって3つの分析視点が生まれることになる。

一つ目は、空間比較であり、同じ時点を比較基線・比較定点にして、異なる空間に位置するシステムを分析・比較する方法である。これに当る岡澤の事例としては、「第2次大戦後の工業国家における女性と政治の比較」がある。

二つ目は、時系列比較であり、同じ物理的空間を比較基線・比較定点にして、システムの時間的

変容・変動を分析・比較する方法である。

三つ目は、異次元・空間比較であり、機能的・構造的な比較基線・比較定点を定めて、異なる時点で異なるシステムを分析・比較する方法である。

最後に、比較研究は分析対象事例の数から次の3つのカテゴリーに区分できる。

第一は、2国間比較であり、一定の機能・構造・現象を比較基線にして、2つの国を比較し、それぞれの特質を明確にする研究である。

第二は、地域研究であり、ある特定の国・地域に焦点を合わせた事例研究である。研究者の生活空間が比較の対象になっていることが多いとされる。その意味で第一のカテゴリーに入るかもしれない。

第三は、多国間比較であり、特定の機能・構造・現象に焦点を合わせて、3カ国以上の国を継続的に研究する。厳密な意味での比較研究は、このカテゴリーに入る。こうした研究には、比較対象として選択した国に関する精度の高い膨大な知識・情報が必要である。

以上を踏まえると、本稿の対象は、5つの研究フィールドのなかでは、国家や政治システムの制度的枠組み、代議政治や参加民主主義に近いといえようか。また分析対象は、空間比較でもあり時系列比較でもある。分析対象事例としては多国間比較に該当しよう。

さて、本稿の目的は、ジェンダー的視点からの比較政治（学）である。

「ジェンダー的政治学」なるものの定義をしている研究者はいるが、「ジェンダー的比較政治学」という言葉を使ってその定義をしている者はいないのではないか。筆者自身、将来的に「ジェンダー的比較政治学」に関する定義を試みなければならない。

なぜこういう学問が必要かといえば、次のような想念が筆者的心を捉えるからである。すなわち、「世の中、男女半々なのに、政治の世界は、日本の衆院ではなぜ男女比が9：1なのか」である。男女共同参画社会を標榜するわが国としてはいかにも悲しい。政治以外の分野でも女性の社会進出が求められているなかで、そうした分野をある意味でリードすべき政治分野での現状なのだ。

それでは、女性政治家をもっと増やして、例えば衆院議員の男女比率を半々にするにはどうすればよいだろうか。この問題意識のもとに、本稿（および次回論文）の内容や構成が出来ている（4）。

III フェミニズム思想小史

男女共同参画社会をわが国は目指しているが、そこに至るまでの世界的なフェミニズムの流れを振り返ってみる。

ここでは江原由美子の整理を踏まえたい（5）。

そもそもフェミニズム(feminism)とは何か。女性解放思想、あるいは同思想に基づく社会運動、

女権拡張主義、男女同権主義、などの意味合いがある。詳しく定義すると「女性に不利益をもたらす差別の撤廃、男性と同等の権利の要求、女性の社会的地位の向上、女性が自らの生き方を決定できる自由の獲得などによって、いわゆる女性問題を解決することを目指す社会思想・社会運動」となるだろう。

近現代におけるフェミニズムの種類には次のようなものがある。リベラル・フェミニズム、社会主義フェミニズム、マルクス主義フェミニズム、ラディカル・フェミニズム、エコロジカル・フェミニズム（6）、など。

フェミニズムは運動の主要な目標を一基準として二つに区分される。一つは、第一波フェミニズムで、市民革命期に端を発し19世紀から20世紀前半まで各国で闘われた女性参政権運動を中心とするものである。もう一つは、第二波フェミニズムで、1960年代以降台頭した、性役割など伝統的意識に基づく社会慣習の変革を求めるものである（7）。

＜第一波フェミニズム＞

男女間で権利、社会的地位、経済的財、権力が不平等に配分される状況が、改善されるべき問題であると認識されるには、平等という規範の確立が不可欠である。

近代市民革命は、「法の前における万人の平等」の原則、市民の政治的参加の権利、基本的人権などを確立した。しかし市民革命の「市民」は教養と財産のある成人男性を意味し、女性、無産労働者、民族的ないし人種的マイノリティーなどはそれに含まれなかつた。

ここに誕生したのが近代フェミニズム思想であり、同思想の初期の著作には、フランスのグージュの『女権宣言』（1791年）、イギリスのメリ・ウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』（1792年）（8）、などがある。それ以降同思想は、女性の市民権（主に参政権）の確立を求めるリベラル・フェミニズムに継承され、女性参政権運動が展開された。

ちなみにウルストンクラフトは、フランス革命や急進主義者の影響を受けながら、エドモンド・バークの『フランス革命の省察』（1790年）に対する反論を書き上げた。その書物は『人間の権利の擁護』（1790年）であった。同書で彼女は、バークと反対に抽象的な人間の生得の権利を称賛しつつ、それを歪める私有財産制を批判し、合理主義の立場から、男女の理性の覚醒によるよりよい社会の建設を主張した。さらにバークの保守主義が女性蔑視と結びついていることから、その議論を女性の問題にあてはめ、二年後に『女性の権利の擁護』を書いた（9）。

アメリカでの同運動の嚆矢は、1848年のセネカ・フォールズ大会にある。その後、運動は広く展開されたが、女性参政権が実際に確立したのは第一次大戦後だった。

イギリスの参政権運動は1860年代に始まった。J・S・ミルは女性らの請願書を受け取り下院議会に提出し、自らも『女性の隸従』（1869）を出版し、女性参政権の実現を訴えた（10）。

しかし参政権はその後数十年にわたって実現せず、ようやく達成されたのは1918年だった。

イギリスを発祥とする産業革命は、貧富の格差を増大させ、格差の是正や階級の廢絶を求める社

会主義思想を生み出した。フェミニズムは社会主義思想においても展開された。

たとえば、フランスのフーリエ、サン=シモンは、女性の隸属的状況の是正を訴えた。またマルクス主義の立場から、エンゲルスやベーベルが女性問題の解決を社会主義社会の実現に求める見解を表明した。ツエトキンは、労働者階級の女性を主体とする運動を指導し、同一労働同一賃金などを主張した。コロンタイは『女性問題の社会的基礎』を発表し、ソ連誕生後、母子保健と女性解放に尽力した。

＜第二波フェミニズム＞

女性参政権運動や社会主義に基づく女性解放運動においては、社会慣習や社会意識による性差別に関して十分に主題化されなかった。したがって、女性参政権が実現した後も、多くの国々で男女間の格差が解消されなかった。ここに誕生するのが、第二波フェミニズムである。

フランスのボーヴォワールはその著『第二の性』（1949年）で、女性の抑圧を体系的に論じて大きな影響を与えた。1960年代には、アメリカを中心に既存の社会体制を批判する機運が高まり、性別役割分担の廃絶や性と生殖における女性の自己決定権などを主張するような、第二波フェミニズム運動が誕生した。

フリーダンはその著『女らしさの神話』（1963年）で、中流の専業主婦層の女性たちの孤独感や無力感を「名前のない問題」として剔抉した。ミレットは自著『性の政治学』（1970年）で、女性問題の原因を「性支配」に求めるラディカル・フェミニズム思想を提唱した。

その後、社会主義フェミニズムやマルクス主義フェミニズムが登場した。これらは従来の社会主義やマルクス主義を批判的に読み替えて、女性の経済的従属を構造的に解明しようとした。さらにはエコロジカル・フェミニズムも生まれたが、これは産業化・資本主義化の過程における自然と女性の搾取を構造的に解明するものである。

IV 第一波フェミニズムの「女性と政治」

フェミニズム運動の二つの大きな波を「女性と政治」という視座から検討してみたい。その際、まず第一波フェミニズムにおける最大の政治的課題は「女性参政権の獲得」である。それでは欧米において女性参政権獲得のプロセスはどのようなものだったのか。

ここではイギリス、アメリカ、フランスの事例を紹介しながら、各国のプロセスの特徴を解明したい（11）。

＜イギリス＞

イギリスでは、1851年に中部シェフィールドの女性協会が、上院に対して女性の参政権を要求する請願を提出したことを契機に、女性の参政権を求める運動が高まった。その結果、女性たちは市

町村議会選挙における選挙権を獲得した。イングランドは1869年、スコットランドは1882年のことであり、国政選挙の選挙権獲得も時間の問題であった。

しかし第一次世界大戦の勃発で参政権運動が一時的に停止した。第一次大戦直前には、ロンドンでの女性の参政権を要求する大規模な街頭デモに象徴されるように、欧州では女性の参政権運動が大きな盛り上がりを見せていました。しかし戦争が始まると、他のだれよりも立派に女性の義務を果たし、自分たちの力量を發揮することが、女性の参政権獲得につながると考えた運動家たちは、熱狂的な愛国主義者になった。非常時には献身的に国家のために働くことがよいとされ、参政権の要求は引っ込められた。

イギリスにおいて国政選挙の選挙権と被選挙権が認められたのは第一次大戦後の1918年だった。しかも女性参政権を認める法案が50回却下された後であった。

一方、大戦中、女性の社会進出は進んだ。女性たちは出征した男性にかわり、従来女性に開放されていなかった職種（銀行、商店など）に勤務するようになり、軍需産業にも就業するにいたった。イギリスでは1917年に女性補助部隊が創設され、4万人の女性が兵士になり、うち8500人が国外に派遣された。

しかしこの動きは非常時における国家総動員の一環であった。戦争が終結すると、国家の政策は、女性が戦争開始前の、母または妻として家庭を守る役割に戻ることが奨励された。イギリスでは、女性に対する失業手当は徐々に減額されていった。理由は、失業手当に頼って次の仕事を探すのを止めて「家庭に戻れ」ということである。

1920年代、1930年代には、フェミニズム運動は後退した。特に英米では、参政権を要求する長い闘いに勝利した女性たちは、運動の目標を失い、フェミニズム運動は存在意義を失くしてしまった。第一波フェミニズム運動の成果として、新たな自由や教育、労働の機会を享受した女性たちは、フェミニズム運動に参加する意欲を失ったのである（12）。

＜アメリカ＞

アメリカでは独立時代から女性たちは参政権を要求していたが、憲法を修正し女性に参政権を賦与する試みはすべて失敗し、すべての州の女性に参政権が与えられたのは1920年である。

1929年に大恐慌が始まると、女性たちは男性労働者から職を奪うやっかい者であるとされ、差別的な雇用慣行によって、女性たちは職を奪われ、家庭に押し戻された。アメリカでは、1931年には、女性の雇用を禁止したり、制限したりする法律を制定する州や都市が現れ、1932年の経済法第213条によれば、政府が人員削減をする場合に解雇の対象となるのは、配偶者も政府に雇われている既婚者であった。法律の言葉そのものは性別に対して中立であったが、その意図は政府に勤める女性を解雇することにあったといわれる。

しかしこのようなく職を奪われた女性たちも、第二次世界大戦の勃発により、第一次大戦時と同様に、従来男性に独占されてきた重工業や軍需産業へ進出していった。アメリカでは、女性の団体

が、国のために軍人として働くことを認めるよう要求した結果、すでにあった陸軍、海軍の看護部隊に加え、1942年～43年には、陸軍、海軍、沿岸警備隊、海兵隊にそれぞれ女性部隊（WACS、WAVES、SPARS、MCWR）が創設され、女性が戦闘員として働く可能性が開かれた。

このような戦争中の女性の社会進出とは逆に、第二次世界大戦後は、英米では、新しい社会の到来を信じた女性たちが、男女の平等は達成されたという幻想を抱いてしまい、フェミニズム運動は途絶えることになった。

＜フランス＞

女性が暴動の火付け役になったのは、1789年のフランス革命時も同様であった。同革命はヴェルサイユにむけての女性のデモから始まった。しかし革命は、時間の経過とともに、革命を推進する勢力の組織化を生み、女性たちは革命を担う組織から排除された。革命は男性に対する市民権の付与という恩恵をもたらしたが、女性たちは依然市民権を否定され、革命が進むにつれて革命の中心から疎外されていった。

それでも女性たちは政治的役割を放棄しなかった。フランスでは、女性たちは、自分たちに許されている政治的行為を利用し、政治集会の傍聴席に座り、議員たちに影響力を行使し、また政治クラブを結成し、政治問題を討議したり、民主化を進めるジャコバン派を支持したりした。さらに、女性たちは、請願書やパンフレットなどの書き物により多様な願望を表明し、政治的 requirementを行った。その好例の例は、オランプ・ド・グージュによる「女性および女性市民の権利の宣言」（女権宣言）である。グージュは、1789年8月に採択された人権宣言が女性の権利を保障していないことを批判して、女性を権利の主体とすることを主張し、女性の政策決定に参加する市民権、自然権としての「自由・所有・安全・圧制に対する抵抗」の権利、思想および精神的自由などを、王妃マリー・アントワネットへの請願として要求した。

このように女性は18世紀の革命の最中、さまざまな政治的活動を行ったが、それは市民権獲得に結びつかなかった。フランスでは、1848年に男子普通選挙制度が確立すると、女性も政治参加の権利を求める要求をしたが、政治家、裁判官、法律学者などによる抵抗にあい、失敗をおわった。それでも継続された女性の参政権運動は、1914年に300人の国会議員の支持を得て、実現に向けて動きだした。しかし第一次大戦の開始とともに、一時的に参政権要求運動は停止した。結局、フランスの女性たちが参政権を獲得したのは、英米よりもさらに遅れて、第二次世界大戦末期の1944年であった。

V 第二波フェミニズムの「女性と政治」

次に、第二波フェミニズムにおける「女性と政治」の侧面を振り返りたい。

<イギリス>

第二波フェミニズム運動は、英米を中心に世界各国で生まれた。

イギリスでは、1970年2月のオックスフォードにおける全国的な女性集会をもって、第二波フェミニズムが始まったとみるのが通説である。ただし、アメリカと同様、この運動は突如始まつたのではなく、1960年代の反核運動、学生運動、ベトナム反戦運動を経験した女性たちが、これらの運動における女性差別を意識したところから生まれている。

このオックスフォードの会議で、フェミニストたちの掲げた目標は、男女の同賃金、24時間経営の保育所、無料の避妊具、中絶の自由、であった。

アメリカの場合と異なるのは、イギリスには全米女性機構 (National Organization of Women) のような全国組織が生まれなかったことである。また1960年代には、女性労働者による敵対的労働運動が起こり、第二波フェミニズム運動の伏線となった。それゆえ、イギリスでは、社会主義フェミニストの力が大きかったのであり、これもアメリカのフェミニズムとの相違点である（13）。

<アメリカ>

アメリカでは、1950年代後半から60年代にかけて、黒人への差別撤廃を目標とする公民権運動が生まれ、その後ベトナム戦争の泥沼化で発生した反戦運動が起こり、学生運動に飛び火した。これらの運動は、自由や平等を目標に掲げる運動であったが、運動組織内部では男性が主導権を握り、女性たちは男性よりも低い地位にあった。

1960年代後半、このような差別的扱いに反発した女性たちが、男女平等を求めて立ち上がり展開したのが、第二次大戦後のフェミニズム運動である。これを第二波フェミニズム運動という。

アメリカでは、1964年に第二波フェミニズム運動の契機となる事件が起きた。雇用における人種の差別を禁止した公民権法第7条項案に反対するハワード・スミス下院議員の思惑がはずれた事件である。彼は同法案を急進化すること（性差別の禁止を盛り込むこと）で条項案それ自体が否決されることを期待したが、結果としてこの法案が議会を通過してしまったのだ。これを踏まえて、連邦政府は、政府から財政援助を受けている州の全政策について性差別を禁止した。

1963年には、ベティー・フリーダンの『新しい女性の創造』が出版され、1966年には全米女性機構 (NOW) がフリーダン会長の下に発足した。1968年にシカゴで初のウーマン・リブの全国大会が開催されると、ミス・アメリカコンテストに対する抗議運動や、リブの新聞が発行されるなど、女性運動が全国的に展開された。

NOWに対してよりラディカルな小グループが、1967年～68年に各地で誕生した。小グループ結成の中心となったのは、60年代にアメリカを揺るがした公民権運動・ベトナム戦争反対運動などに積極的に参加した女性たちである。彼女たちは、反体制運動のなかにある女性差別に気付き、それに抗議することから自己のアイデンティティを確立していった。

それまでのフェミニズム運動に対して、ラディカル・フェミニズムと名乗ったこれらのグルー

プは、語義の通りに、女性差別を根源からくつがえそうとして、過激な運動を展開していく。

ラディカル・フェミニズムは女性抑圧を社会システムの根底と捉え、それを覆す全面的な革命をめざすところが、従来の社会改革型・参画型のフェミニズムとは異なるものであり、また経済システムの改革を第一義としない点において、社会主義フェミニズムと立場を異にしている。

ラディカル・フェミニズムの組織上の特徴は、NOWのような全国的な統一組織ではなく、それぞれ独自に活動する各地の小グループの総和が運動そのものをなしていることである。この形態は、男性主導のピラミッド型組織や一点集約型のスローガンに対する疑問から、意識的にとらえられてきたものである。このため、運動創始期の記録として残されているのは、論文、スピーチ、インタビュー、集会での発言録、抗議の手紙など、雑多な断片ともいえるものである（14）。

<フランス>

フランスでの第二波フェミニズム運動の開始は、1970年8月、12名のフェミニストたちが、パリ凱旋門の下にある無名戦士の墓に彼らの妻をたたえる花輪を置いたこととされる。実際の起源は、1968年の学生運動まで遡ることができる。

フランスのフェミニストたちの特徴は、その活動の中心が政治的活動というよりも哲学論争であったことである。第二波フェミニズム運動の特徴は、女性の抑圧の起源、女性解放の戦略をめぐり、いくつかのグループに分かれ対立していたことであり、この対立が非常に激しく現れたのがフランスである。フランスでは、第二波フェミニズム運動が始まると同時に、ラディカル・フェミニスト、女性の抑圧の起源を心理的・文化的に分析しようとする「サイケポ」、社会主義フェミニスト、女性の中絶する権利を要求するジゼル・アリミ率いる「ショワズィール」などが相互に対立し論争を展開した。

フランスでは、1968年の5月革命を契機に新しいフェミニズムの波が台頭してきた。政治運動として認知されたのは、70年に女性解放運動 (MLF) のレッテルが用いられるようになってからである。この運動には多くの女性団体が参加していたが、いずれも男性優位の文化や社会に対する根本的な異議申し立てを行うことが共通の活動目的だった。それゆえ、彼女たちにすれば、男性優位の支配体制を支えている政党政治体制は、批判すべき対象それ自体であった。

実際、70年代のフランス・フェミニズムの勝利とされる79年の中絶合法化に至る過程でMLFの果たした役割は大きかったと評価される。その活動戦略は、政党政治の枠組みの外で、多様な抗議行動を行うことにあった。たとえば、「非合法的」中絶手術を容易にするためのネットワーク作りなどである。

しかし80年代に入ると、MLFは、社会党政権下、既存の政党政治体制とは距離を置いたまま、政治的影響力を急速に失った。第一に、MLFのなかでも少数派であった社会主義系フェミニスト団体は、政権に就いた社会党への関与を深めていったが、党内で影響力を發揮するまでには至らなかった。第二に、そのほかのMLFの勢力は、政党政治への非関与を維持していたが、運動内の

路線対立などによって互いに弱体化していった。最後に、「女性の権利」省の設立に象徴される社会党政権の女性支援策によって、MLF以外のさまざまな女性団体が、政府の施策に協力し、既存の政治システムへの関与を深めていったことも、MLFの弱体化を促進した（15）。

【注】

（1）拙稿「日本における女性政治家の現状と課題」『宮崎公立大学人文学部紀要』第9巻第1号、2002年、を参照されたい。

（2）Yvonne Galligan and Manon Tremblay(ed.), *Sharing Power: Women, Parliament, Democracy*, Ashgate, 2005, p.3。世界の100カ国以上で、すでに採用されているクオータ制に関する整理については、Mona Lena Krook, *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*, Oxford University Press, 2009.を参照されたい。同様に、クオータ制に関しては、Monique Leyenaar, *Political Empowerment of Women: The Netherlands and Other Countries*, Martinus Nijhoff Publishers, 2004, pp.217-251。

（3）猪口孝・大澤真幸・岡沢憲美・山本吉宣・スティーブン・R・リード編『政治学事典』弘文堂、2000年、905～907頁。

（4）女性運動、フェミニズム、フェミニズム運動、これら三者の違いに基づいた比較検討に関しては、Gary Goertz and Amy G. Mazur(ed.), *Politics, Gender, and Concepts: Theory and Methodology*, Cambridge University Press, 2008, pp.219-243。

（5）井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、2002年、399～402頁。

（6）エコフェミニズム論に関しては次の論文を参考にされたい。拙稿「エコフェミニズムの論点とその可能性—C・マーチャントを手掛かりに—」『宮崎公立大学人文学部紀要』第10巻第1号、2003年。同「環境問題をめぐる女性と政治—エコフェミニズムとの関連で—』『宮崎公立大学人文学部紀要』第12巻第1号、2005年。

（7）次の見解は傾聴に値する。「フェミニズムの流れを、歴史的に第一波、第二波（そして第三波）と区分する多数派に対して、私は、『フェミニズム』と『新フェミニズム』、その真ん中に『社会主义女性解放思想』という区分をしてきた。同時に、私は大方の論者がなぜ自分でフェミニズムの分類をせず、欧米の文献に依拠した議論を定説のごとく受容するのかに、孤独な疑問をいたえていた」（伊藤セツ『生活・女性問題をとらえる視点』法律文化社、2008年、137頁）。第一波・第二波のフェミニズムと「女性の人権」論との歴史的展開については、辻本みよ子『女性と人権—歴史と理論から学ぶ』日本評論社、1997年、294～297頁。

（8）*A Vindication of the Rights of Women: with Strictures on Political and Moral Subjects*, 1792. メアリ・ウルストンクラーフト著（白井堯子訳）『女性の権利の擁護』未来社、1980年。

（9）辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』岩波書店、1992年、55～60頁。

（10）しかしミルの主張には限界がある。すなわち、女性参政権を擁護したコンドルセとミルが、ともに財産や教育のある上流階級の女性を念頭において女性の政治的能力を認めようとしたこと、さらにコンドルセが、「農民が鋤を、職人が仕事場を捨てないのと同じように、女性が選挙権を得ても家事を捨てることはない」と述べたのと同様に、ミルも性役割分担論を前提としていた点に、その限界が認められる（辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』岩波書店、1992年、63頁）。

（11）御巫由美子『女性と政治』新評論、1999年、42～55頁。また次の文献が参考になる。奥田暁子・秋山洋子・支倉寿子編著『概説 フェミニズム思想史』ミネルヴァ書房、2003年、70～234頁。

（12）なお、イギリスの女性参政権運動の展開に関しては、御巫由美子の文献（前掲書）のほかに次のものが参考になる。姫岡とし子・長谷川まゆ帆・河村貞枝・松本彰・中里見博・砂山充子・菊川麻里『近代ヨーロッパの探究⑪ ジェンダー』ミネルヴァ書房、2008年、64～109頁。

（13）ここ30年のイギリスにおけるジェンダー平等の政治と「新しい政治」との関連については、Esther Breitenbach, Alice Brown, Fiona Mackay and Janette Webb(ed.), *The Changing Politics of Gender Equality in Britain*, Palgrave, 2002, pp.10-12. 1997年以降のイギリス政治において、女性がエリートレベルとマスレベルでどのように統合されているのかについては、Sarah Childs, *Women and British Party Politics: Descriptive, substantive and symbolic representation*, Routledge, 2008.を参照されたい。

（14）奥田暁子・秋山洋子・支倉寿子編著『概説 フェミニズム思想史』ミネルヴァ書房、2003年、182～184頁。アメリカの第二波フェミニズムに関しては、次の文献を参考されたい。Karen Greenspan, *The Timetables of Women's History*, 1994. カレン・グリーンスパン著（進藤久美子・谷中寿子訳・補訂）『世界女性史年表』明石書店、2003年、452～453頁。アメリカにおける女性運動の波を3つに分けて叙述している文献がある。ちなみに第一波は1848年～1889年、第二波は1890年～1928年、第三波は1960年～1985年である。Alana S. Jeydel, *Political Women: The women's movement, political institutions, the battle for women's suffrage and the ERA*, Routledge, 2004. 同様にアメリカ民主主義における女性運動の相対的特徴に関しては、Christina Wolbrecht, Karen Beckwith, Lisa Baldez(ed.), *Political Women and American Democracy*, Cambridge, 2008, pp.170-173。アメリカにおける近年の女性運動をサイクル現象と理解し、同運動の起源を説明する4つの理論があるという。大衆社会論、資源動員論、政治過程論、古典的社会運動論、である（Susan J. Carroll(ed.), *Women and American Politics: New Questions, New Directions*, Oxford University Press, 2003, pp.115-117）。

（15）吉野孝・今村浩・谷藤悦史編『誰が政治家になるのか—候補者選びの国際比較』早稲田大学出版部、2001年、184～185頁。

